

各報告会社 ご担当者様

一般社団法人  
中部ブロック昇降機等検査協議会  
事務局長 姉川章人

「簡易リフト」の取り扱いに係わる件＜指示＞

拝啓、貴社におかれましては、ますますご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。  
また、平素より定期検査報告業務推進にあたり、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年 11 月 1 日施行の建築基準法施行令 129 条 3 改正において、「簡易リフト」の  
取り扱いに変更がありましたので、下記のとおり指示いたしますので、ご対応願います。

敬具

記

1. 法改正内容

- ・法改正により 11 月以降、簡易リフトとして扱うエレベーター及び小荷物専用昇降機については、建築基準法の適用対象外となることから、定期検査結果の報告が不要となります。  
従来、都道府県や市町村の条例で定期検査結果の報告が義務付けられていた小荷物専用昇降機についても、11 月以降、簡易リフトとみなされるものについては、建築基準法が適用されないことから同様に定期検査報告が不要となります。
- ・簡易リフトに該当しないエレベーター及び小荷物専用昇降機については、従来通り定期検査結果を報告する義務があります。

2. 今後の対応

① 簡易リフトの要件にすべて適合する場合

- ・国交省の指示公文に従って当該行政庁に「簡易リフト自己申告書」等の提出が求められる場合があります。**詳細につきましては、当該の行政庁にお問合せください。**
- ・中部ブロックへの定期検査報告書の提出は不要となります。「変更届」のみ提出ください。  
※名古屋市専用の「変更届」および名古屋市以外の「変更届」を添付しておきました。

【注意事項】

- ・簡易リフトが設置されている建築物が労働基準法に規定する事業場（同法別表第 1 第 1 号から第 5 号までの事業に供されるもの）でなくなった場合、エレベーター又は小荷物専用昇降機として昇降機関係規定への適合が必要となり、定期検査の報告が求められます。

② 簡易リフトの要件に適合しない場合

- ・従来通り定期検査を実施の上、中部ブロックに定期検査報告書を提出する。  
判断が分かりづらい場合は、国交省及び日本建築設備・昇降機センターが発行していますリーフレット及び「建築基準法令における簡易リフトの規制の合理化について」（ウェブマガジン）の内容を参照の上、所有者・管理者に相談し、判断してください。

以上

## 第11号様式 名古屋市用

定期報告対象特定建築設備等（変更・~~廃止~~・~~休止~~・再開）届

表 面

|                                   |                                   |                                         |                                 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------|
| (宛先) 名古屋市長                        |                                   | 年 月 日                                   |                                 |
|                                   |                                   | 届出者 住 所<br>氏 名<br>(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名) |                                 |
| 名古屋市建築基準法等施行細則第9条第5項の規定により、届け出ます。 |                                   |                                         |                                 |
| 1<br>建築設備等の概要                     | (1) 設置場所の名称                       |                                         |                                 |
|                                   | (2) 所 在 地                         |                                         |                                 |
|                                   | (3) 種 別 及 び 仕 様                   |                                         |                                 |
|                                   | (4) 製 作 者 名<br>(メーカ-)             |                                         |                                 |
|                                   | (5) 確認済証の交付<br>年月日及び番号            | 年 月 日 第                                 | 号                               |
| 2<br>届<br>出<br>事<br>項             | (1) 所有者の住所、<br>氏名(フリガナ)<br>及び電話番号 | 新                                       | (〒      -      )<br>電話 (      ) |
|                                   |                                   | 旧                                       | (〒      -      )<br>電話 (      ) |
|                                   | (2) 管理者の住所、<br>氏名(フリガナ)<br>及び電話番号 | 新                                       | (〒      -      )<br>電話 (      ) |
|                                   |                                   | 旧                                       | (〒      -      )<br>電話 (      ) |
|                                   | (3) 設置場所の名称                       | 新                                       |                                 |
|                                   |                                   | 旧                                       |                                 |
|                                   | (4) 廃 止 年 月 日                     | 年 月 日                                   |                                 |
|                                   | (5) 使用 休 止 期 間                    | 年 月 日から 年 月 日まで                         |                                 |
|                                   | (6) 使用再開年月日                       | 年 月 日                                   |                                 |
|                                   | 3 届 出 理 由                         | 簡易リフトに該当するため、定期検査の除外とします。               |                                 |
| 4 連 絡 先                           | 担当者氏名 管理者を記載ください。<br>電話 (      )  |                                         |                                 |
| 5 台 帳 番 号                         |                                   |                                         |                                 |
| 6 管 理 番 号                         | 協議会番号を記載ください。                     |                                         |                                 |
| ※ 受 付 欄                           | ※ 備 考                             |                                         |                                 |
|                                   |                                   |                                         |                                 |

|                  |                       |                       |                           |     |   |
|------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|-----|---|
| 建築設備等            |                       | 変更<br>休止<br>除却<br>再使用 |                           | 届出書 |   |
|                  |                       | 令和 年 月 日              |                           |     |   |
| 様                |                       | 住所<br>届出者 氏名          |                           |     |   |
| 1. 建築設備等の所在地及び名称 |                       |                       |                           |     |   |
| 2. 設備の所有者住所・氏名   |                       |                       |                           |     |   |
| 3. 設備の種類及び概要     |                       |                       |                           |     |   |
| 4. 確認年月日及び確認番号   |                       | 平成 年 月 日 第 号          |                           |     |   |
| 届出事項             | 5. 所有者の住所・氏名の変更       | 新                     |                           |     |   |
|                  |                       | 旧                     |                           |     |   |
|                  | 管理者の住所・氏名の変更          | 新                     |                           |     |   |
|                  |                       | 旧                     |                           |     |   |
|                  | 建築物等の名称の変更            | 新                     |                           |     |   |
|                  |                       | 旧                     |                           |     |   |
|                  | 変更する設備の部分、用途の内容及び施工時期 |                       | 簡易リフトに該当するため、定期検査の除外とします。 |     |   |
|                  | 休止日                   |                       | 年                         | 月   | 日 |
|                  | 再使用日                  |                       | 年                         | 月   | 日 |
|                  | 除却日                   |                       | 年                         | 月   | 日 |
| 6. 休止・除却の理由      |                       |                       |                           |     |   |
| 7. 台帳番号          |                       |                       |                           |     |   |
| 8. メーカ一名         |                       |                       |                           |     |   |
| * 受付欄            |                       | * 備考                  |                           |     |   |
|                  |                       |                       |                           |     |   |

提出者：報告会社( )/所有者/管理者

協議会番号

(注意)

- \* 欄は記入しないで下さい。
- 届出名の不要な文字は取消線で抹消して下さい。
- 変更する設備の部分とは、確認申請を要しない設備の構造及び機器をいいます。  
この場合、変更する部分の詳細を表す図面又は写真等を添付してください。
- 休止から再使用の時は定期検査を受け、定期検査報告書に再使用届を添付してください。

|   |  |
|---|--|
|   |  |
| - |  |
| - |  |
| - |  |
| - |  |

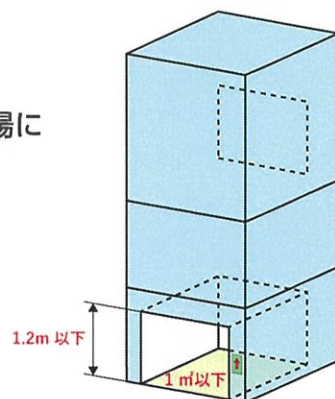


# 簡易リフトに関する 法令の手続が変わりました！

## 簡易リフトとは？

以下の項目の**全て**に該当する昇降機を指します。

- ☑ 物の製造、鉱業、建設工事、運送、貨物取扱いなどの事業の事業場に設置されている（労働基準法別表第1第1号～第5号）
- ☑ 船舶に用いられず、せり上げ装置や一般公衆向けのものではない
- ☑ 荷物のみを運搬する
- ☑ かごの床面積が $1\text{m}^2$ 以下又は天井の高さが $1.2\text{m}$ 以下
- ☑ 建設用リフトではない



令和 7 年11月 1 日より、**労働安全衛生法**で規制を受ける簡易リフトが、**建築基準法**（以下「法」という。）におけるエレベーター又は小荷物専用昇降機に係る規制の対象外となりました。本改正に伴い、簡易リフトについて、法に基づく確認申請、完了検査、定期報告の手続が変わりましたのでお知らせします。

## 簡易リフトの手続の主な変更点

●：必要 ×：不要

○：R 7 年11月 1 日以降、**建築物の確認申請図書**において、簡易リフトの構造詳細図等の提出は不要です

注 1：簡易リフトの**かご又は昇降路の位置**を示す図書は必要です。

注 2：簡易リフトであることを確かめるため、**自己申告書**又は**簡易リフト設置報告書の写し**の提出を求められる場合があります。

R7/10/31  
以前は  
簡易リフトも  
同じ手続！

|           | エレベーター又は小荷物専用昇降機     |                       |                       | 簡易リフト                |                       |                       |
|-----------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
|           | 建築物の新築時に設置<br>法第 6 条 | 設置済の建築物の用途変更<br>法第87条 | 既存建築物に後付け<br>法第87条の 4 | 建築物の新築時に設置<br>法第 6 条 | 設置済の建築物の用途変更<br>法第87条 | 既存建築物に後付け<br>法第87条の 4 |
| 確認申請図書の提出 | ●                    | ●                     | ●                     | ○                    | ○*                    | ×                     |
| 完了検査      | ●                    | ×                     | ●                     | ○                    | ×                     | ×                     |
| 定期検査      | ●                    |                       |                       | ×                    |                       |                       |

※用途変更により、労働基準法に基づく工場等の事業場でなくなった場合、その事業場に設置されている昇降機は、建築基準法の規制対象となります。建築物所在地の特定行政庁にご確認ください。



## 1

## 建築物の新築時に簡易リフトを設置する際の提出物

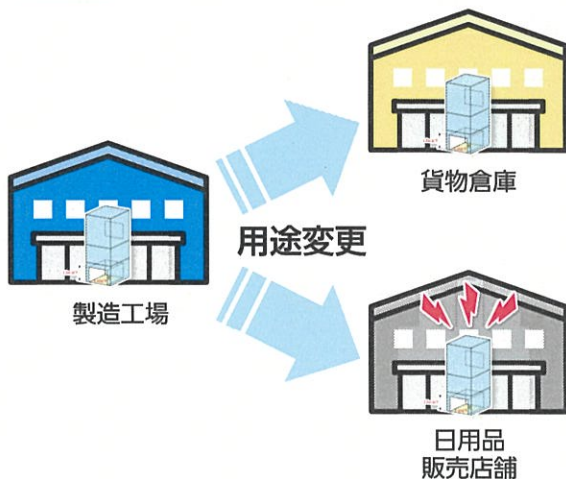
アの書類を指定確認検査機関又は特定行政庁に提出してください。

注：イの書類の提出を求められる場合があります。

| 簡易リフトの積載荷重 | 提出物                                                                           |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 250kg未満の場合 | <b>ア 確認申請図書</b><br>(簡易リフトのかご又は昇降路の位置を平面図に記載したもの。以下同じ。)<br><b>イ 簡易リフト自己申告書</b> |
| 250kg以上の場合 | <b>ア 確認申請図書</b><br><b>イ 簡易リフト自己申告書又は簡易リフト設置報告書の写し</b> (労働基準監督署に提出済みのもの)       |

## 2

## 建築物の用途変更時の留意点



確認申請を伴う建築物の用途変更（法第87条）を行う場合、提出物は**上記1**と同様です。

簡易リフトが設置されている建築物が**労働基準法**に規定する事業場（**同法別表第1第1号**から**第5号**までの事業に供されるもの）でなくなった場合、**エレベーター又は小荷物専用昇降機**として昇降機関係規定への適合が必要になり、**確認申請等が必要な場合があります！**

## 労働基準法

別表第一（第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係）

- 一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業

☒ 容積率算定における取扱いについて

簡易リフトの昇降路部分の床面積は、建築物の容積率を算定する際の延べ面積に含まれます。ただし、着床できない階（簡易リフトのかごが停止しない階）については、従前の通り床面積に算入いたしません。



技術的助言

問い合わせ先



国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付 設備係

TEL.03-5253-8126



## 建築基準法令における簡易リフトの規制の合理化について

～簡易リフトが昇降機関係規定の適用対象から除外されました。～

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

### 除外の対象となる簡易リフト



簡易リフト

次のすべての要件に適合するもの

- ✓ 工場等の事業場に設置するもの
- ✓ 主として一般公衆の用に供さないもの
- ✓ 荷のみを運搬することを目的とするもの
- ✓ かごの床面積が 1㎡以下又はその天井の高さが 1.2m以下のもの
- ✓ 建設用リフトではないもの

写真は厚生労働省HP (<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/content/contents/001493234.pdf>) より転載

## 目次

### 1.はじめに ✓

### 2.簡易リフトとは ✓

### 3.簡易リフトに適用される労働安全衛生法令の技術基準等 ✓

### 4.労働安全衛生法令のエレベーターのうち昇降機関係規定の適用を受けるもの ✓

### 5.令和7年11月1日以降の簡易リフトの取扱い ✓

### 6.さいごに ✓

## 1.はじめに

令和7年9月3日、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和7年9月3日政令第310号）が公布され、同年11月1日に施行されました。本改正では、以下の背景を踏まえ、図1のとおり建築基準法施行令第129条の3が改められ、労働安全衛生法令において規制している簡易リフト（以下「簡易リフト」といいます。）については、建築基準法施行令第5章の4第2節の規定のうちエレベーター又は小荷物専用昇降機に係る規定（以下「昇降機関係規定」といいます。）の適用対象から除外されました。

- ・ 簡易リフトは、労働安全衛生法令において「荷のみを運搬するもの」として位置づけられており、人がかごに乗ることを想定していないこと

- 労働者の安全確保に関する措置が定められており、必要な安全性が確保されていること
- 主に人が乗降することを前提として安全基準が整備されてきた昇降機関係規定が、簡易リフトに対し過剰な規制となっている現状があること

本稿では、労働安全衛生法令の適用を受けるエレベーターと建築基準法令との関係を整理しつつ、今回の改正内容について解説します。

表1 建築基準法施行令第129条の3新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5章の4 建築設備等<br>第2節 昇降機<br>(適用の範囲)<br>第129条の3 この節の規定は、建築物に設ける次に掲げる昇降機に適用する。<br>一 人又は人及び物を運搬する昇降機（次号に掲げるものを除く。）並びに物を運搬するための昇降機（ <u>労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第九号に規定する簡易リフトを除く。第三号において同じ。</u> ）でかごの水平投影面積が1㎡を超え、又は天井の高さが1.2mを超えるもの（以下「エレベーター」という。）<br>二 エスカレーター<br>三 物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1㎡以下で、かつ、天井の高さが1.2m以下のもの（以下「小荷物専用昇降機」という。）<br>2（略） | 第5章の4 建築設備等<br>第2節 昇降機<br>(適用の範囲)<br>第129条の3 この節の規定は、建築物に設ける次に掲げる昇降機に適用する。<br>一 人又は人及び物を運搬する昇降機（次号に掲げるものを除く。）並びに物を運搬するための昇降機でかごの水平投影面積が1㎡を超え、又は天井の高さが1.2mを超えるもの（以下「エレベーター」という。）<br><br>二 エスカレーター<br>三 物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1㎡以下で、かつ、天井の高さが1.2m以下のもの（以下「小荷物専用昇降機」という。）<br>2（略） |

2.簡易リフトとは

労働安全衛生法令は、職場における労働者の安全確保等を目的としており、表2に示すとおり、労働安全衛生法施行令第1条第九号に基づき、工場等の事業所に設置され、主として一般公衆の用に供さないエレベーター（以下「労働安全衛生法令のエレベーター」といいます。）を規制対象としています。

簡易リフトは、図1に示すとおり労働安全衛生法令のエレベーターの一つであり、この度の改正では、この簡易リフトが昇降機関係規定の適用対象から除外されました。

表2 労働安全衛生法施行令第1条

|                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (定義)<br>第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>九 簡易リフト エレベーター（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第一第一号から第五号までに掲げる事業の事業場に設置されるものに限るものとし、せり上げ装置、船舶安全法（昭和8年法律第11号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものを除く。以下同じ。）のうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が1㎡以下又はその天井の高さが1.2m以下のもの（次号の建設用リフトを除く。）をいう。   |
| (参考) 労働基準法<br>別表第一<br>一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）<br>二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業<br>三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業<br>四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業<br>五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業 |
| 十 建設用リフト 荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、土木、建築等の工事の作業に使用されるもの（ガイドレールと水平面との角度が80°未満のスキップホイストを除く。）をいう。                                                                                                                                                                                          |



## 労働安全衛生法令のエレベーター

エレベーター（人および荷（人または荷のみの場合を含む）をガイドレールに沿って昇降する搬器にのせて、動力を用いて運搬することを目的とした機械装置<sup>1)</sup>）

- ・ 労働基準法別表第一号から第五号までに掲げる事業の事業場（工場等）に設置
- ・ 主として一般公衆の用に供さない

### 簡易リフト

- ・ かごの床面積が1㎡以下  
又は  
天井の高さが1.2m以下
- ・ 荷物のみを運搬

### 建設用リフト

- ・ 土木、建築等の工事の作業に使用
- ・ 荷物のみを運搬

建築基準法令のうち昇降機関係規定については適用除外

図1 労働安全衛生法令のエレベーターの分類

## 3.簡易リフトに適用される労働安全衛生法令の技術基準等

簡易リフトに適用される労働安全衛生法令の技術基準等は、以下のとおりです。

### イ. 積載荷重0.25 t 未満の簡易リフト

積載荷重0.25 t 未満の簡易リフトは、クレーン等安全規則（以下「安全規則」といいます。）第2条第二号により同安全規則の適用が除外されています。このため適用される技術基準等は特にありません。

### ロ. 積載荷重0.25 t 以上の簡易リフト（労働安全衛生法施行令第13条第3項第十九号）

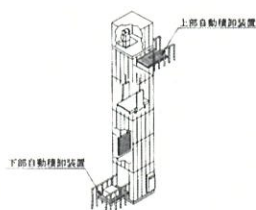
- ・ 積載荷重0.25t以上の簡易リフトは、労働安全衛生法第42条の規定に基づく「簡易リフト構造規格（昭和37年労働省告示第57号）」が適用されます。
- ・ 設置にあたっては、労働安全衛生法第88条ただし書きにより労働基準監督署長が認定した事業者を除き、安全規則第202条に基づき、「設置報告書（様式第二十九号）」を提出し、安全規則第203条に基づく荷重試験を実施する必要があります。
- ・ 設置以降は、以下の自主検査が義務付けられています。
  - ➡ 一ヶ月以内ごとに1回の定期自主検査（安全規則第209条）
  - ➡ 一年以内ごとに1回の定期自主検査（安全規則第208条）

## 4.労働安全衛生法令のエレベーターのうち昇降機関係規定の適用を受けるもの

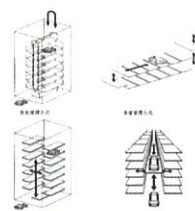
建築基準法令は、建築基準法第2条に基づく建築設備として建築物に設ける昇降機を対象としています。そのため土木、建築等の工事の作業に使用される建設用リフトへの適用はありません。

また、昇降機は、一定の昇降路、経路その他これらに類する部分を介して、動力を用いて人又は物を建築物のある階又はある部分から他の階又は他の部分へ移動・運搬するための設備をいい、図2に示す工場等の生産・搬送設備、図3に示す機械式駐車場等及び舞台装置であるせり上げ装置は該当しないものとしています<sup>2)</sup>。

これらを踏まえ、昇降機関係規定の適用を受ける労働安全衛生法令のエレベーターを整理すると、表3のようになります。



工場、作業場等の生産設備又は搬送（荷役）設備として専らそれらの過程の一部に組み込まれる設備で、人が機器への物品の搬出入に直接介入せず使用され、かつ、人が乗り込んだ状態で運転されるおそれのない構造となっているもの



機械式駐車場（機械式駐輪場を含む。）、立体自動倉庫等の物品の保管のための施設（当該施設に搬入された物品等が自動的に搬出位置に運搬される構造となっているものに限る。）の一部を構成するもので、人が乗り込んだ状態で運転されるおそれのない構造となっているもの



表3 建築基準法令の適用を受ける労働安全衛生法令のエレベーター

| 労働安全衛生法令<br>のエレベーター                           | 積載荷重等                                                                        | 構造基準                           | 検査等                                                                                                                                         | 昇降機関係<br>規定の適用      |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 簡易リフト、建設<br>用リフトを除くエ<br>レベーター（乗用、<br>人荷用、荷物用） | イ、0.25t未満                                                                    | —                              | —                                                                                                                                           | ○*1                 |
|                                               | ロ、0.25t以上1t未満                                                                | エレベーター構造規格（平<br>成5年労働省告示第91号）  | <設置時><br>・設置報告書<br>・事業者による荷重試験<br><設置以降><br>・一ヶ月以内ごとに1回の定期自主検査<br>・一年以内ごとに1回の定期自主検査<br>（建築基準法第12条第3項に規定する<br>定期検査を実施した場合は免除 <sup>3)</sup> ） | ○*1                 |
|                                               | ハ、1t以上                                                                       | エレベーター構造規格（平<br>成5年労働省告示第91号）  | <設置時><br>・製造許可<br>・設置届<br>・落成検査<br><設置以降><br>・性能検査*2                                                                                        | ○*1                 |
| 簡易リフト（荷物<br>用）*3                              | イ、0.25t未満                                                                    | —                              | —                                                                                                                                           | ○*1⇒×<br>（R7.11.1～） |
|                                               | ロ、0.25t以上                                                                    | 簡易リフト構造規格（昭和<br>37年労働省告示第57号）  | <設置時><br>・設置報告書<br>・事業者による荷重試験<br><設置以降><br>・一ヶ月以内ごとに1回の定期自主検査<br>・一年以内ごとに1回の定期自主検査                                                         | ○*1⇒×<br>（R7.11.1～） |
| 建設用リフト（荷<br>物用）                               | イ、0.25t未満のもの<br>ロ、0.25t以上でガイドレール<br>（昇降路を有するものに<br>あつては、昇降路）の高さ<br>が10m未満のもの | —                              | —                                                                                                                                           | ×                   |
|                                               | ハ、0.25t以上でガイドレール<br>（昇降路を有するものに<br>あつては、昇降路）の高さ<br>が10m以上18m未満のもの            | 建設用リフト構造規格（昭<br>和37年労働省告示第58号） | <設置時><br>—<br><設置以降><br>・一ヶ月以内ごとに1回の定期自主検査                                                                                                  | ×                   |
|                                               | ニ、0.25t以上でガイドレール<br>（昇降路を有するものに<br>あつては、昇降路）の高さ<br>が18m以上のもの                 | 建設用リフト構造規格（昭<br>和37年労働省告示第58号） | <設置時><br>・製造許可<br>・設置届<br>・落成検査<br><設置以降><br>・一ヶ月以内ごとに1回の定期自主検査                                                                             | ×                   |

\*1 工場等の生産・搬送設備、機械式駐車場等及びせり上げ装置を除く。

\*2 労働安全衛生法令に基づく性能検査との重複を避けるため、建築基準法第12条第3項に基づく定期報告の対象から除外されています。  
（平成28年国土交通省告示第240号第2）<sup>4)</sup>

\*3 小荷物専用昇降機で昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より50cm以上高いものは、人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして建築基準法第12条第3項に基づく定期報告の対象から除外されています。（平成28年国土交通省告示第240号第2）

## 5.令和7年11月1日以降の簡易リフトの取扱い

### イ. 確認申請

簡易リフトは、昇降機関係規定への適合は求められなくなる一方、図4のとおり建築基準法第2条第三号に規定する建築設備としての同法第34条に規定する昇降機に該当することから、簡易リフトを設置する建築物の計画に係る確認申請（同法第6条第1項又は第6条の2に基づく、いわゆる「併願申請」）においては、表4に示す建築基準法施行規則第1条の3第4項第一号八表1（7）に規定される図書及び書類（簡易リフトのかご又は昇降路の位置を示した各階平面図等）を添付する必要があります。

なお、設置される昇降機が簡易リフトであるか否かの判断は、当該簡易リフトの積載荷重に応じて次に掲げる資料をもって行って差し支えないこととしています。

#### ・ 積載荷重が0.25t未満の簡易リフト

簡易リフト自己申告書（図5）

#### ・ 積載荷重が0.25t以上の簡易リフト

簡易リフト設置報告書（様式第二十九号）（図6）の写し又は簡易リフト自己申告書

その他、建築基準法施行令で指定する建築設備を建築基準法第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物に設ける場合に準用される確認申請（同法第87条の4に基づく、いわゆる「別願申請」）は、簡易リフトが建築基準法施行令第129条の3から除外されたことから同令第146条の「確認等を要する建築設備」に該当しなくなるため不要です。

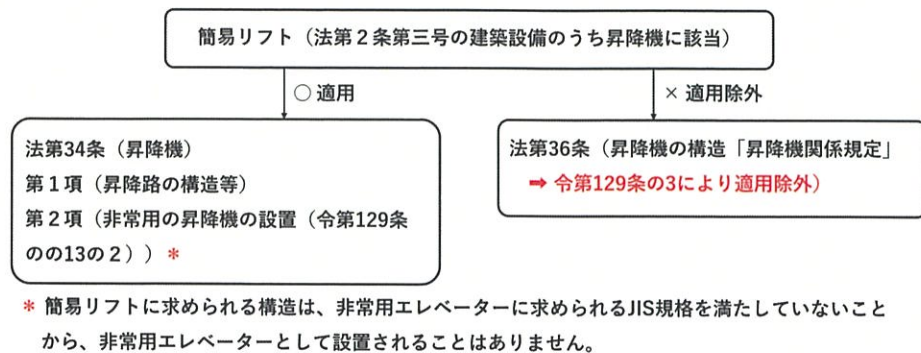


図4 簡易リフトに係る建築基準法第34条、第36条の適用関係

表4 建築基準法施行規則第1条の3第4項第一号八表1（7）

|     | (い)                  | (ろ)       |                    |
|-----|----------------------|-----------|--------------------|
|     |                      | 図書の種類     | 明示すべき事項            |
| (七) | 法第34条第1項の規定が適用される昇降機 | 各階平面図     | 昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置 |
|     |                      | 昇降機の構造詳細図 | 昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造 |

図5 簡易リフト自己申告書

図6 簡易リフト設置報告書（様式第二十九号）

## 簡易リフト自己申告書

年 月 日

今回設置するリフトは、この届出の時点において、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第一条第九号に規定する簡易リフトに該当することを申告いたします。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

設置事業場の事業の種類\* \_\_\_\_\_

設置するリフトの製造業者名 \_\_\_\_\_

設置するリフトの型番・積載荷重 \_\_\_\_\_

設置場所 \_\_\_\_\_

設置個数 \_\_\_\_\_

※ 事業の種類には、日本標準産業分類の分類項目表から該当する分類項目を記載してください。

### ■ この自己申告書についての説明事項

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当しない場合には、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第一条第九号に規定する簡易リフトには該当しないこととなります。
- (2) 申告内容が、事実と異なる又は用途変更等により異なることとなった場合は、設置されるリフトは、法令に規定する構造基準への適合等が求められることとなります。
- (3) クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第202条に基づき簡易リフト設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出した場合は、その写し等をもって、本自己申告書に代えることができます。同条に基づく報告書の提出要否については所轄労働基準監督署にご確認ください。

### チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当しない場合は、簡易リフトに該当しないこととなります。

☐ 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の事業場に設置されるものである

☐ せり上げ装置、船舶安全法（昭和8年法律第11号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものではない

☐ 荷のみを運搬することを目的とするものである

☐ 搬送の床面積が1平方メートル以下又はその天井の高さが1.2メートル以下である

☐ 建設用リフトではない

※ この申告書の提出にかかわらず、所轄労働基準監督署により、リフトを設置する事業場が労働基準法別表第1第1号から第5号までに掲げるものに該当しないと判断された場合には、当該リフトは法令への適合が求められることとなります。

( ) 設置報告書

様式第29号（第145条、第202条関係）

|        |               |         |       |
|--------|---------------|---------|-------|
| 事業の種類  |               |         |       |
| 事業の名称  |               |         |       |
| 事業の所在地 | 〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 |         |       |
| 設置形態   |               |         |       |
| 構造及び形式 |               |         |       |
| 積載荷重   | kg            | 設置予定年月日 | 年 月 日 |
| 製造業者名  |               | 製造年月日   | 年 月 日 |

年 月 日

報告者氏名 \_\_\_\_\_

労働基準監督署長 殿

- 備考
- 1 表欄の「1」内には、「リフト」又は「簡易リフト」の表示を記入する。
  - 2 事業の種類は、日本標準産業分類（中分類）による分類を記入する。

## ロ. 延べ面積

簡易リフトは、建築基準法施行令第129条の3から除外されたことから同令第135条の16の「容積率の算定の基礎となる延べ面積に昇降路の部分の床面積を算入しない昇降機」に該当しなくなるため、昇降路の部分の床面積は、建築基準法第52条に基づく容積率の算定の基礎と



なる延べ面積に算入されることとなります。

## 八. 定期報告

簡易リフトは、建築基準法施行令第129条の3から除外されたことから同令第16条第3項に定める「定期報告を要する特定建築設備」に該当しなくなるため、建築基準法第12条第3項に基づく定期報告は不要となります。

なお、表2で示した要件を満たさない昇降機、例えば学校の給食室の配膳用小荷物専用昇降機など、労働基準法別表第一第一号から第五号までに掲げる事業の事業場以外に設置されるものについては、引き続き昇降機関係規定の適用対象となるため注意が必要です。設置されている昇降機が定期報告不要の簡易リフトに該当するか否かの判断は、確認申請と同様に、図5、図6に示す資料をもって行うことが望まれます。

また、これまで定期報告を行ってきた簡易リフトについて、所有者、管理者又は検査者の判断で報告を止める際は、取扱いについて所管の特定行政庁へご確認ください。

## 二. 用途変更

労働安全衛生法令の基準のみに適合する簡易リフトが設置されている建築物の部分が、表2に示す労働基準法別表第一第一号から第五号の事業の事業場でなくなる場合、当該昇降機は簡易リフトの条件を満たさなくなるため、昇降機関係規定への適合対象となるエレベーター又は小荷物専用昇降機として扱われることになり、以下の対応が求められます。

- ① 当該昇降機を昇降機関係規定に適合させること
- ② 当該建築物が建築基準法第6条第1項第一号又は第二号に掲げる建築物に該当する場合において、同法第87条第1項において準用する同法第6条第1項に基づく用途変更に係る確認申請を行う場合を除き、同法第87条の4において準用される同法第6条第1項による確認及び同法第7条又は第7条の2による完了検査を申請（別願申請）すること
- ③ 表3の＊3に該当する小荷物専用昇降機を除き建築基準法第12条第3項に基づく定期報告を行うこと

## 6.さいごに

特に工場や倉庫等においては、建築基準法令の規制の対象である昇降機であるにも関わらず、同法令に基づく確認・検査を受けずに違法に設置された疑いのあるものによって、死亡又は重大な人身事故が発生している事例があります<sup>5)</sup>。したがって、簡易リフトの該否の判断は慎重に行っていただくようご注意ください。

また、これら簡易リフトに関する取扱いは、技術的助言（令和7年10月31日国住指発第322号）、パブリックコメントにおける国土交通省の考え方において示されていますので、詳細はこちらをご確認ください。

▼ [【技術的助言】建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和7年10月31日国住指発第322号）](#) 

▼ [【パブリックコメント】建築基準法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について](#) 

### 【参考文献】

- 1) 昭和47年9月18日（基発第602号）「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」
- 2) 平成22年3月29日（国住指第4883号）「工場、倉庫等において設置されるエレベーターについて」
- 3) 平成20年9月22日（基安発第0922001号）「クレーン等安全規則第154条に規定する定期自主検査について」
- 4) 平成15年7月9日（国住指第1184号）「定期報告制度の運用に係る留意事項について（技術的助言）」
- 5) 違法設置の疑いのある昇降機に係るフォローアップ調査について（国土交通省HPは[こちら](#)）

## 簡易リフト自己申告書

年 月 日

今回設置するリフトは、この届出の時点において、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第一条第九号に規定する簡易リフトに該当することを申告いたします。

申請者氏名 \_\_\_\_\_

設置事業場の事業の種類※ \_\_\_\_\_

設置するリフトの製造業者名 \_\_\_\_\_

設置するリフトの型番・積載荷重 \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

設置場所 \_\_\_\_\_

設置個数 \_\_\_\_\_

※ 事業の種類には、日本標準産業分類の分類項目表から該当する細分類項目を記載してください

## ■ この自己申告書についての説明事項

- (1) 以下のチェックシートの項目に 1 つでも該当しない場合には、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第一条第九号に規定する簡易リフトには該当しないこととなります。
- (2) 申告内容が、事実と異なる又は用途変更等により異なることとなった場合は、設置されるリフトは、法令に規定する構造基準への適合等が求められることとなります。
- (3) クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）第 202 条に基づき簡易リフト設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出した場合は、その写し等をもって、本自己申告書に代えることができます。同条に基づく報告書の提出要否については所轄労働基準監督署にご確認ください。

## チェックシート

以下に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち 1 つでも該当しない場合は、簡易リフトに該当しないこととなります。

- ☐ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げる事業の事業場に設置されるものである
- ☐ セリ上げ装置、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適用を受ける船舶に用いられるもの及び主として一般公衆の用に供されるものではない
- ☐ 荷のみを運搬することを目的とするものである
- ☐ 搬器の床面積が 1 平方メートル以下又はその天井の高さが 1.2 メートル以下である
- ☐ 建設用リフトではない

※ この申告書の提出にかかわらず、所轄労働基準監督署により、リフトを設置する事業場が労働基準法別表第 1 第 1 号から第 5 号までに掲げるものに該当しないと判断された場合には、当該リフトは法令への適合が求められることとなります。